

危険コンクリートブロック塀等の除却、 フェンス等の設置及び緑化工事補助事業の流れ

1 事前の準備

- ・危険と思われるコンクリートブロック塀等がありましたら、ご連絡ください。
市で現地確認し、危険かどうか(補助対象となるか)を診断します。
- ・工事業者と工事内容(塀等の除却、フェンス等の設置、緑化)について、打合せを行って見積書の作成を依頼してください。
- ・申請前に工事を行わないでください。

2 補助金交付の申請

- ・以下の書類を揃え、建築指導課に申請してください。
申請書の提出期限は、その年度の 12月15日 です。
＜必要書類＞
 - ① 補助金交付申請書
 - ② 補助金事業計画書
 - ③ 案内図
 - ④ 見積書の写し
 - ⑤ 計画図面(現状、完成後)
 - ・市において申請内容を審査し、補助金交付決定通知書を通知します。通知書交付後に工事を開始してください。なお、通知までに2～4週間程かかります。
 - ・「代理受領」を選択する場合は、上記書類とともに、代理受領予定届出書及び委任状を提出してください。
- ※『代理受領』とは、補助を受けるかたが受注業者に工事費用を支払う際、その費用から、あらかじめ補助金額を差し引いた金額を支払う一方で、補助金相当額を市から工事業者に支払うものです。

3 除却・緑化・フェンス設置工事の実施

- ・工事状況が確認できるように、「工事前」「工事中」「工事完了」の写真を撮影するようにしてください。

4 工事費用の支払い

- ・工事業者に工事費用を支払い、領収書を受け取ってください(「代理受領」を選択した場合には、補強工事に要した額から補助決定額を差し引いた金額の支払いになります)。

5 実績報告書の提出

- ・以下の書類を揃えて建築指導課に提出してください。
提出期限は、その年度の2月15日です。
＜必要書類＞
 - ① 補助事業実績報告書
 - ② 施工前、施工中及び施工後の写真
 - ③ 施工記録等(工程表等)
 - ④ 発生資材の処分報告書(マニフェスト)
 - ⑤ 工事に要した経費に係る請求書及び領収書の写し
- ・市において、交付決定した内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書
を通知します。

6 補助金の交付請求

- ・建築指導課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・指定された口座に振込みをします。
請求書は、その年度の3月10日までに提出していただきますよう、ご協力
をお願いします。

- ・原則、電話やメールにて事前にご予約いただくとスムーズに対応出来ます。
- ・12:00～13:00 は職員が少数となります。また月曜・金曜の昼前後は、窓口が大変混み合います。出来るだけこれらの時間帯を避けてのご利用をお勧めします。